令和８年度(2026 年度)

市 有 地 売 払 い の 入 札 実 施 案 内 書

入札に参加される方は、この案内書をお読みいただき、内容を十分に理解した上で、ご参加ください。

物件番号	物件所在地
3	彦根市甲田町字馬買屋 536 番 1
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番 3
	彦根市甲田町字無名本 649 番 2
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番 5
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番 8
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番 17

彦根市 総務部 公有財産管理課

〒522-8501　彦根市元町４番２号　彦根市役所本庁舎２階

TEL：0749-30-6114（直通）　　FAX：0749-30-6147

E-mail：koyuzaisan@ma.city.hikone.shiga.jp

本書は、彦根市ホームページからもダウンロードできます。

(https://www.city.hikone.lg.jp)

目　　次

◎はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

◎売払い物件一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

◎市有地売払い（一般競争入札）の概要　・・・・・・・・・・・・・・・　1

１　入札参加の申込み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

２　参加証送付期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

３　入札保証金納付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

４　入札書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

５　開札会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

６　落札者の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

７　契約の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

８　売買代金の支払　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

９　所有権の移転登記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

10　その他の注意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

◎市有地売払い入札要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

◎市有財産売買契約書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26

◎物件調書

　　○物件番号３(彦根市甲田町字馬買屋 536 番１外５ 筆)　・・・　32

◎様式集（申込書兼参加証、入札保証金返還請求書兼口座振替払申出書（兼委任状）
誓約書、入札書、委任状）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　末尾に添付

◎はじめに

○彦根市では、次の市有地を<u>一般競争入札により売り払います。</u>

○**この入札に参加するには、<u>事前の申込みが必要</u>です。**

入札に参加を希望される方は、この「案内書」をよくお読みになった上で、お申込みください。

○一般競争入札による市有地売払いとは、複数の申込者が価格を競い合い、彦根市があらかじめ定めた(※)<u>予定価格（最低売払価格）以上で最も高い価格をつけた方に購入</u>していただく方法です。

(※) 予定価格（最低売払価格）は、付近の公示価格や不動産鑑定評価を参考に市が決定しました。

○落札者がなかった場合には、当該物件について先着申込順により売払うことがあります。

◎売払い物件一覧表

物件番号	物件所在地	地目／面積	予定価格（最低売払価格）
3	彦根市甲田町字馬買屋 536 番 1	宅地／514.49 ㎡	11,146,000 円
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番 3	宅地／18.76 ㎡	
	彦根市甲田町字無名本 649 番 2	宅地／104.81 ㎡	
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番 5	宅地／457.54 ㎡	
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番 8	宅地／457.42 ㎡	
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番 17	宅地／114.31 ㎡	

◎市有地売払い（一般競争入札）の概要

（1）入札参加の申込み

令和 8 年(2026 年) 12 月 11 日 (金)から令和 8 年(2026 年) 12 月 25 日(金)

○申込に必要な書類一式および返信用封筒（角形 2 号、宛先を記入し、切手 530 円分を貼付したもの）を持参してください。

（2）参加証送付期間

市は、申込書類の審査後、入札参加資格が認められた方に、次の書類を郵送します。

○ 申込書兼参加証（受付印あり）

○ 入札書

○ 市指定入札専用封筒

○ 入札保証金納入通知書

（3）入札保証金納付

○市から送付する納入通知書により、令和 9 年（2027 年）2 月 9 日（火）までに入札保証金を納付してください。

○入札保証金は、入札しようとする金額の 100 分の 5 に相当する額以上とします。その額に 1,000

円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とします。

（4）入札書の提出

○指定の入札書に必要事項を正確に記入し、必要な押印をしてください。

○「申込書兼参加証（受付印あり）」および「入札保証金納付済みの納入通知書兼領収書の写し」を封筒等に入れずにそのままお持ちください。

○入札書を本市指定の入札専用封筒（長形３号）に封入し、封緘（封じ目に入札書と同じ印鑑で割り印を押印）してください。

○受付窓口（公有財産管理課）にて必要書類および封緘の確認を受けた後、設置してある入札箱にご自身で投函してください。

○入札書の提出期限は、**令和９年（2027 年）２月 15 日（月）９時 00 分から令和９年（2027 年）２月 19 日（金）10 時 00 分まで**とします。期限までに入札箱に投函されなかった入札書は無効となります。

（5）開札会

開札・落札者の決定

○開札は、入札者の立会いのもとで行います。入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせます。

○入札参加者本人が立ち会う場合は、申込書兼参加証（受付印あり）の写しをお持ちください。

○代理人が立ち会う場合は、開札当日に委任状を提出してください。（申込時に委任状を提出している場合は不要です。）

（6）契約の締結

○該当物件の落札決定の日の翌日から起算して 10 日以内に契約を締結します。

○契約締結時に、**契約保証金**を納付していただきます。

○売買契約書のうち、彦根市保管用の１部に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。

（7）売買代金の支払

○契約締結の後、市が発行する納入通知書により**指定期日までに全額**を支払っていただきます。

（8）所有権の移転登記

○所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。

○登記の手続は、市が行います。ただし、所有権移転登記に要する一切の費用は、落札者の負担となります。なお、落札者が登記費用の全額を支払ったことを確認した後、市は遅滞なく売買物件の所有権の移転登記を嘱託するものとします。

問い合わせ先・申込み先

彦根市　総務部　公有財産管理課

彦根市役所　本庁舎２階

TEL：0749－30－6114（直通）　FAX：0749－30－6147

e-mail：koyuzaisan@ma.city.hikone.shiga.jp

1 入札参加の申込み

申込書類の配布

日時　令和8年(2026年) 11月20日(金)から令和8年(2026年)12月25日(金) まで
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

時間　午前9時00分から午後4時45分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

場所　彦根市総務部公有財産管理課【彦根市役所本庁舎2階】
稲枝支所および各出張所

※申込書類等は、彦根市ホームページ(https://www.city.hikone.lg.jp)からもダウンロードできます。

申込資格と留意事項

○入札には、個人、法人を問わず、次に該当する方を除き、どなたでも参加していただけます。ただし、次の1から4のいずれかに該当する方は、申込みできません。

〔申込みのできない方〕

1　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

2　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）または次のいずれかに該当する者（法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）

(1)　入札物件を暴力団の事務所またはその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者

(2)　法人の役員等が暴力団員であるものまたは暴力団員がその経営に実質関与している者

(3)　暴力団等を不当に利用している者

(4)　暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(5)　暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6)　暴力団等または前記(1)から(5)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

3　彦根市税を滞納している者

4　地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

○申込みをされた方が入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となります。落札後の売買契約および所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行いません。

〇2 名以上の共有名義で参加することもできます。
〇いったん入札参加の申込みをされた物件の変更および取下げは、行うことができません。
〇入札申込者に関する情報等のお問い合わせについては、一切お答えできませんのであらかじめご了承ください。

申込方法

【申込みに必要な書類】

(1) 市有地の売払いに係る一般競争入札申込書兼参加証
(2) 誓約書
(3) 入札保証金返還請求書　兼　口座振替払申出書（兼委任状）
(4) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
(5) 委任状（必要な場合）

※ 入札参加申込書兼参加証には、入札しようとする金額に応じた入札保証金の額を記入してください。
※ 入札保証金返還請求書　兼　口座振替払申出書（兼委任状）には、（１）の入札参加申込書兼参加証に記載した入札保証金額と同じ金額を記入してください。
※ 入札保証金返還請求書　兼　口座振替払申出書（兼委任状）には、口座情報が確認できる通帳等の写しを添付してください。
※ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）は、発行後３か月以内のものを提出してください。個人の場合は申込者本人のもの、法人の場合は当該法人のものを提出してください。共有名義で申し込む場合は、申込者を含む共有者全員の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）を提出してください。

【提出方法】

・持参により提出してください。
※電話、ファックス、メール、郵送等による申込みはできません。
・物件申し込み時は**返送用封筒（角形 2 号、宛先を記入し、切手 530 円分を貼付したもの）を持参**してください。

【申込受付期間】

令和 8 年(2026 年) 12 月 11 日 (金)から令和 8 年(2026 年)12 月 25 日(金)
窓口受付時間：午前 9 時 00 分から午後 4 時 45 分まで(正午から午後 1 時までの時間を除く。)

【申込窓口】

彦根市元町 4 番 2 号

彦根市役所本庁舎２階　　彦根市総務部公有財産管理課
（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

○申し込みに必要な書類は、本書末尾に添付してあるものを切り取るか、コピーしてお使いください。また、彦根市ホームページ(https://www.city.hikone.lg.jp)からダウンロードしていただいても結構です。

○次のいずれかに該当する場合は、申込みの受付ができませんので、ご注意ください。

(1)　申込受付期間最終日までに提出しなかったもの
(2)　申込書兼参加証または誓約書の記載に不備があるもの、または記載が不明瞭なもの
(3)　返送用の切手が提出されていないもの、または金額が足りないもの
(4)　申込みに必要な書類が提出されていないもの
(5)　入札保証金返還請求書兼口座振替払申出書（兼委任状）の記載に不備があるもの、または口座情報が確認できる書類が添付されていないもの

申込書受領後、書類審査の上、入札参加資格が認められた方には、次の書類を送付します。

(1) 申込書兼参加証（受付印あり）
(2) 入札書
(3) 市指定入札専用封筒
(4) 入札保証金納入通知書

2　参加証送付期間

【送付期間】市より申込書兼参加証（受付印あり）が郵送されます。
令和９年(2027 年) １月 19 日 (火)から令和９年(2027 年)１月 26 日(火) まで
○書類審査の後、申込書兼参加証（受付印あり）を送付します。
○同時に入札書、入札保証金納入通知書も送付します。

3　入札保証金納付

１　申込書類の受領後、書類審査の上、参加資格が認められたときは、

①　市指定入札専用封筒　②申込書兼参加証（受付印あり）　③入札書　④入札保証金納入通知書

を送付します。

2　上記の市が送付する納入通知書により、納付期限までに納付してください。

【入札保証金納付期限】令和９年２月９日(火)

【納入場所】滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、近畿労働金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、東びわこ農業協同組合、および彦根市役所、支所、出張所

※金融機関の合併等により、上記の納付場所が変更になる場合がありますのでご注意願います。

○入札保証金の納付

1　入札に参加される方には、参加証送付期間に彦根市より送付された納入通知書で入札保証金を納付していただきます。

2　入札保証金は、入札しようとする金額の 100 分の 5 に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上とします。入札保証金の額は、入札書に記載する金額に応じて決定してください。

3　入札保証金の額は、実際に入札書に記載する金額に対して不足することのないよう、十分に確認してください。納付した入札保証金の額の 20 倍を超える金額を記載した入札は、無効となります。

〔例〕

○入札しようとする金額が“20,000,000 円”の場合

（入札しようとする金額）　　（入札保証金の額）

20,000,000 円 × 5 ／ 100 ＝　1,000,000 円 以上

○入札しようとする金額が“20,050,000 円”の場合

（入札しようとする金額）　　（入札保証金の額）

20,050,000 円 × 5 ／ 100 ＝　1,002,500 円

↓（1,000 円未満の端数を切上げ）

↓

1,003,000 円 以上

4　入札保証金は、本市が発行する納入通知書による納付のみとします。その他の方法による納付は受け付けませんので、ご注意ください。

5　入札保証金は、落札者以外の入札参加者に対しては、入札終了後、返還に必要な手続を経て、入札保証金返還請求書　兼　口座振替払申出書（兼委任状）に記載された口座に振り

込むことにより返還します。返還までには、4週間程度を要します。なお、返還する入札保証金には、利子を付しません。

6　落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、令和8年度(2026年度)市有地売払い入札要綱第3に該当する者であることが判明し､その入札が無効となったときを含む｡）は、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。

4 入札書の提出

1　入札書には、入札金額、入札者の住所および氏名（法人にあっては、事務所の所在地、名称および代表者の職名・氏名）その他必要事項を正確に記入し、必要な押印をしてください。

2　入札書の提出に当たっては、「申込書兼参加証（受付印あり）」および「入札保証金納付済みの納入通知書兼領収書の写し」を、封筒等に入れずに受付窓口へお持ちください。

3　入札書を本市指定の入札専用封筒（長形3号）に封入し、封緘してください。封じ目には、入札書に押印したものと同じ印鑑で割印を押してください。

4　公有財産管理課の受付窓口において、必要書類および封緘の確認を受けた後、入札専用封筒をご自身で入札箱に投函してください。

5　入札書の提出期限は、**令和9年（2027年）2月15日（月）9時00分から令和9年（2027年）2月19日（金）10時00分まで**とします。期限までに入札箱に投函されなかった入札書は無効となります。

〇入札に当たっての注意事項

1　入札書は、本書末尾に添付してあるものを切り取るか、コピーしてお使いください。また、彦根市ホームページ(https://www.city.hikone.lg.jp)からダウンロードしていただくこともできます。

2　入札書には、入札金額、入札者（申込者）の住所および氏名（法人にあっては、事務所の所在地、名称ならびに代表者の職名および氏名。）その他所定の事項を記入の上、入札参加者本人の印（法人にあっては、法人印および法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印）を押してください。

3　入札書への金額記入には、アラビア数字（0,1,2,3……）の字体を使用し、**最初の数字の前に「¥」を記入**してください。

4　入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換えまたは撤回をすることはできません。

5　**次のいずれかに該当する入札は無効とします。**

(1)　入札参加資格のない者が行った入札

(2)　入札書に記載した金額その他(入札者の氏名その他主要部分)が不明確な入札

(3)　同一の入札について2以上の入札書を提出した者の入札

(4)　入札書に記名押印しないで行った入札

(5)　令和 8 年度（2026 年度）市有地売払い入札要綱第 7 に規定する入札保証金を納付しない者または納付した入札保証金の額が不足する者のした入札（入札金額が入札保証金の 20 倍を超える入札）
(6)　入札金額を訂正した入札
(7)　談合その他不正の行為があったと認められる入札
(8)　所定の入札書によらない入札
(9)　事前に公表した予定価格を下回る価格の入札
(10) その他令和 8 年度(2026 年度)市有地売払い入札要綱に違反した入札
(11) 入札書が所定の提出期限までに入札箱に投函されなかった入札
(12) 入札書が市長の指定する提出方法によらない入札

5 開札会

〇日時

令和 9 年（2027 年）2 月 19 日（金)午前 10 時 00 分～

〇場所

彦根市役所（彦根市元町 4 番 2 号）

受付：本庁舎 2 階 公有財産管理課／開札会場：本庁舎 2 階 会議室 2-1

〇開札会にあたっての注意事項

開札は、入札者の立会いのもとで行います。なお、開札への立会いは任意です。入札者が開札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせます。

- **入札参加者本人が開札に立ち会う場合は、申込書兼参加証（受付印あり）の写しを持参してください。**
- 入札参加者本人に代わり代理人が開札に立ち会う場合は、開札当日に委任状を提出してください。(申込時に委任状を提出している場合は不要です。)
- 開札当日の受付は、開札開始時刻の 30 分前から行います。
- 入室できる方は、入札参加者ごとに 2 名までとさせていただきます。

6 落札者の決定

〇開札、落札者の決定

1　開札は、入札者の立会いのもとで行います。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない彦根市職員を立ち会わせます。

2　落札者は、次の方法により決定します。

(1)　有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、彦根市が定める予定価格（最低売払価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2)　(1)に該当する者が 2 人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務

に関係のない彦根市職員にくじを引かせます。

3　開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）および金額を入札者にお知らせします。
また、入札者全員の入札額(落札額を含む。)および落札者の氏名（法人の場合はその名称）は公開するものとします。

〇再度の入札

1　今回の入札は**予定価格（最低売払価格）を事前に公表しておりますので、開札の結果、落札者がいない場合でも、再度の入札を行いません。**

7 契約の締結

1　彦根市と落札者との売買契約は、**該当物件の落札決定の日の翌日から起算して 10 日以内に、彦根市総務部公有財産管理課において、市有財産売買契約書により締結**しなければなりません。

※売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。
・共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。
・共有名義の場合は、契約締結までに持分を決定しておいてください。

2　落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。

3　売買契約書（彦根市保管用のもの 1 部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

4　契約を締結する際には、実印、印鑑登録証明書または印鑑証明書（発行から 3 箇月以内のもの)、個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記簿謄本（全部事項証明書）および資格証明書（代表者事項証明書）が必要になります。この手数料についても落札者の負担になります。

5　落札者が、その落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。また、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。

〇契約上の条件

1　落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号および第 6 号に定める暴力団やその他反社会的団体およびそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用させてはいけません。

2　落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業および同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはいけません。

3　市は本書および令和 8 年度(2026 年度)市有地売払い入札要綱に規定する落札者の義務の履行状況について必要があると認めるときは、実地調査を行いますが、落札者には協力義務

があります。

4　前記の 1 から 2 に違反した場合には、売買代金の 3 割を違約金として彦根市に支払わなければなりません。

5　前記の 3 に違反した場合には、売買代金の 1 割を違約金として彦根市に支払わなければなりません。

6　その他詳細については、市有財産売買契約書（令和 8 年度(2026 年度)市有地売払い入札要綱に添付しています。）を参照してください。

8 売買代金の支払

1　落札者は、売買契約締結と同時に、売買金額の 10/100 に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）以上を契約保証金として納付することが必要です。

なお、入札保証金は契約保証金に充当することができます。(入札保証金には、利子を付けません。)

2　契約締結後、市が発行する納入通知書により指定期日までに、売買代金を全額納付しなければなりません。

なお、契約保証金は売買代金に充当することができます。(契約保証金には、利子を付けません。)

3　契約締結後、売買代金の支払が指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金としていただき、お返ししません。

9 所有権の移転登記

1　落札物件の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。

2　所有権移転登記の手続は、市が行います。

3　共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。

4　**登記に必要な登録免許税等、所有権移転に要する一切の費用は、落札者の負担となります。**

5　落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

6　落札者が登記費用の全額を支払ったことを確認した後、市は遅滞なく売買物件の所有権の移転登記を嘱託するものとします。

10 その他の注意事項

1　物件の引渡しは現状のままで行いますので、**必ず事前に現地の確認をしてください。**

2　建物を建築するに当たっては、都市計画法、建築基準法、県・市の条例等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

3　市は、当該物件を現状有姿で落札者に売り渡すものであり、市は売買物件に数量の不足、または売買物件の品質上の問題（土壌汚染、地中埋設物および産業廃棄物を含むが、これらに限られない。）が発見された場合でも、落札者に対して一切の責任を負わないものとし、落札者は、追完、代金減額、解除ならびに損害賠償を請求すること、または契約の取消しを主張することができないものとします。ただし、落札者が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者である場合にあっては、この限りでありません。

4　売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

市は、売買物件の土壌汚染その他の汚染に関する調査を実施しないものとし、売買物件の引渡し後において当該売買物件に関して土壌汚染その他の汚染があることが判明した場合においても、落札者は、彦根市に対して当該汚染の浄化費用の請求または契約の解除をすることができません。

5　落札者が、売買契約締結に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

6　落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。

○申込み先・開札会場等案内図



令和８年度（2026 年度）　市有地売払い入札要綱（甲田町）

（入札に付する物件）

第１　市有地売払いに係る一般競争入札（以下「入札」という。）に付する彦根市有地は、「別表」のとおりとする。

（入札条件）

第２　入札に当たり、次の条件を付する。

１　落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号および同条第６号に定める暴力団および暴力団員やその他反社会的団体およびそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用させてはならない。

２　落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に定める風俗営業および同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

３　市は、本要綱に規定する落札者の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、または所要の報告もしくは資料の提出を求めることができる。この場合において、落札者は、市の調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または報告もしくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。

４　落札者は、(1)から(2)までの規定に違反した場合には、違約金として市に対して売買代金の 100 分の 30 に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。

５　落札者は、(3)の規定に違反した場合には、違約金として市に対して売買代金の 100 分の 10 に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。

（入札に参加する者の資格）

第３　次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

１　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当する者

２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)もしくは同条第６号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)(以下これらを「暴力団等」という。)または次のいずれかに該当する者(法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。)

(1)　入札物件を暴力団の事務所またはその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者

(2)　法人の役員等が暴力団員であるものまたは暴力団員がその経営に実質関与している者

(3)　暴力団等を不当に利用している者
(4)　暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
(5)　暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6)　暴力団等または前記(1)から(5)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

3　彦根市税を滞納している者

4　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

（入札参加申込み）

第 4　入札に参加しようとする者（以下「入札参加申込者」という。）は、「市有地の売払いに係る一般競争入札申込書兼参加証（別記様式第 1 号)」、「入札保証金返還請求書　兼　口座振替払申出書（兼委任状）(別記様式第 2 号)」および「誓約書（別記様式第 3 号)」その他市長が必要と認める書類を添えて、別に定める期間内に提出しなければならない。

2　市長は、前項の申込みについて審査を行い、入札参加資格があると認めた者に対し、参加証その他入札に必要な書類を交付するものとする。

（留意事項）

第 5　入札手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限るものとする。

（入札書の提出期限および開札）

第 6　入札書の提出期限および開札の日時および場所は、「別表」に定めるところによる。

（入札保証金）

第 7　入札参加申込者は、入札保証金として、入札しようとする金額の 100 分の 5 に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を市有地の売払いに係る一般競争入札申込書兼参加証（別記様式第 1 号）に記載しなければならない。

2　市長は、入札参加資格があると認めた者に対し、前項により記載された入札保証金の額について納入通知書を交付するものとする。

3　入札参加者は、前項の納入通知書により、別に定める期限までに入札保証金を納付しなければならない。

4　入札保証金は、本市が発行する納入通知書による納付のみとする。

5　入札保証金には、利子を付けない。

（入札の方法）

第 8　入札は、入札書（別記様式第 4 号）により行う。

2　入札参加者は、入札書を市指定の入札専用封筒に封入し、封緘するとともに、封じ目に入札書に押印したものと同じ印鑑で割印を押さなければならない。

3　入札参加者は、入札書の提出に当たり、申込書兼参加証（受付印あり）および入札保証金納付済みの納入通知書兼領収書の写しを受付窓口に提示し、必要書類および封緘の確認を受けなけれ

ばならない。

4　入札参加者は、前項の確認を受けた後、入札専用封筒を公有財産管理課に設置してある入札箱に投函しなければならない。

5　入札書は、第6に規定する提出期限までに、入札箱に投函しなければならない。

（入札書の記入方法）

第9　入札書には、入札金額、入札者（申込者）の住所および氏名（法人にあっては、事務所の所在地、名称ならびに代表者の職名および氏名。）その他所定の事項を記入の上、入札参加者本人の印（法人にあっては、法人印および法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印）を押さなければならない。

2　　入札金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に「￥」の記号を付さなければならない。

（入札の変更等）

第10　入札参加者が不正または不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、市は、当該入札参加者の入札を無効とし、または入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。

（入札書の書換え禁止等）

第11　入札に参加した者（以下「入札者」という。）は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

（入札の無効）

第12　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1　入札参加資格のない者が行った入札

2　入札書に記載した金額その他が不明確な入札

3　同一の入札について2以上の入札書を提出した者の入札

4　入札書に記名押印しないで行った入札

5　第7の入札保証金を納付しない者または納付した入札保証金の額が不足する者のした入札（入札金額が入札保証金の20倍を超える入札）

6　入札金額を訂正した入札

7　談合その他不正の行為があったと認められる入札

8　所定の入札書によらない入札

9　予定価格を事前公表している場合において、事前に公表した予定価格を下回る価格の入札

10 その他本要綱に違反した入札

11 入札書が所定の提出期限までに入札箱に投函されなかった入札

12 入札書が市長の指定する提出方法によらない入札

（開札）

第13　入札書の開札は、第6に規定する日時および場所において、入札書の提出期限後、入札者の立会いのもとで行う。ただし、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない

職員を立ち会わせるものとする。

2　入札者は、代理人を開札に立ち会わせることができる。この場合において、入札者は、別記様式第5号の委任状を開札当日までに提出しなければならない。

（落札者の決定方法）

第14　落札者の決定は、次に掲げる方法による。

1　彦根市契約規則の規定により決定された予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2　落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（入札結果の公表）

第15　開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名（法人の場合は名称）および落札価格を、入札者に知らせるものとする。

2　市は、入札物件について、入札者全員の入札額（落札額を含む。）および落札者の氏名（法人の場合は名称）を公開するものとする。

（入札回数）

第16　予定価格を事前に公表しているため、入札回数は1回とする。

（入札保証金の還付等）

第17　入札保証金は、落札者以外の入札参加者に対しては、入札終了後、返還に必要な手続を経て返還するものとする。

（入札保証金の帰属）

第18　落札者が契約を締結しないとき（落札後、第3に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金として市に帰属するものとする。

（危険負担）

第19　落札者は、物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することができない。

（契約の締結）

第20　市と落札者の売買契約は、当該物件の落札決定の日の翌日から起算して10日以内に、市総務部公有財産管理課において、別添「市有財産売買契約書」（以下「契約書」という。）により締結するものとする。

2　市は、落札者がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しないことができる。この場合、入札保証金は違約金として市に帰属するものとする。

（契約保証金等）

第21　落札者は、契約書により締結した売買契約と同時に、売買代金の100分の10に相当する額

（その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）以上を契約保証金として納付し、当該契約締結後、市が発行する納入通知書により指定期日までに売買代金を全額納付しなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金は売買代金の一部に充当することができる。

2　契約保証金には、利子を付けない。

（契約保証金の帰属）

第 22　落札者が契約書に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として市に帰属するものとする。

（所有権の移転時期）

第 23　落札物件の所有権移転は、売買代金の支払を完了したときとする。

2　落札物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

（落札者の譲渡制限）

第 24　落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

（公租公課等）

第 25　落札物件の所有権移転に要する登録免許税、売買代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

（遵守事項）

第 26　入札者は、この要綱に規定するもののほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

（その他）

第 27　この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表

令和８年度(2026 年度)　市有地売払い一般競争入札物件

物件番号	物件所在地	地目	面積	予定価格(最低売払価格)	入札日時等		
					入札書提出期限	開札日時	開札実施場所
3	彦根市甲田町字馬買屋 536 番１	宅地	514.49 ㎡	11,146,000 円	令和９年２月 15 日(月) 午前９時から ２月 19 日（金） 午前 10 時までに 入札箱へ投函	令和９年 ２月 19 日（金） 午前 10 時	彦根市役所 本庁舎 ２階 公有財産管理課 (受付) ２階 会議室 2-1 (開札会場) 彦根市元町 ４番２号
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番３		18.76 ㎡				
	彦根市甲田町字無名本 649 番２		104.81 ㎡				
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番５		457.54 ㎡				
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番８		457.42 ㎡				
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番 17		114.31 ㎡				

○入札実施案内書配布

配布期間　　令和８年 11 月 20 日(金)から令和８年 12 月 25 日(金)まで　（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

配布時間　　午前９時 00 分から午後４時 45 分まで(正午から午後１時までの時間を除く。）

配布場所　　彦根市総務部公有財産管理課（彦根市役所本庁舎２階)、稲枝支所および各出張所

そ の 他　　彦根市ホームページ（https://www.city.hikone.lg.jp）からダウンロードすることも可能。

○入札参加申込受付　***※持参に限る***

受付期間　　令和８年 12 月 11 日（金）から令和８年 12 月 25 日(金)まで （土曜日、日曜日および祝日を除く。）

受付時間　　午前９時 00 分から午後４時 45 分まで(正午から午後１時までの時間を除く。）

受付場所　　彦根市総務部公有財産管理課（彦根市役所本庁舎２階)

別記　様式第１号（第４関係）

受付印

令和８年度(2026 年度)
市有地の売払いに係る一般競争入札申込書兼参加証

令和　　年　　月　　日

彦根市長 様

次の市有地売払いに係る一般競争入札に参加したいので、入札要綱等を承知の上、下記のとおり申し込みます。

【申込み物件】

物件番号	物件所在地
3	彦根市甲田町字馬買屋 536 番１
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番３
	彦根市甲田町字無名本 649 番２
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番５
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番８
	彦根市甲田町字馬買屋 536 番 17

記

申込者	住所 〔所在地〕	〒　　－
	ふりがな	
	氏名 〔法人名・代表者名〕	実印
	生年月日	年　　月　　日生
	電話	(　　)　　－

※申込者以外に共有名義者がいる場合はご記入ください。

	共有名義①	共有名義②
住所 〔所在地〕	〒　　－	〒　　－
ふりがな		
氏名 〔法人名・代表者名〕	実印	実印
生年月日	年　　月　　日生	年　　月　　日生
電話		

入札保証金	円

（裏面）

【開札日時等】

日時　　令和９年２月19日（金）午前10時00分

会場　　彦根市元町４番２号
彦根市役所 本庁舎２階 公有財産管理課（受付）・２階 会議室2-1（開札会場）

【注意事項等】

※「申込書兼参加証（様式第１号）」、「入札保証金返還請求書兼口座振替払申出書（兼委任状）（様式第２号）」および「誓約書（様式第３号）」を同時に提出してください。また、申込者（法人の場合は法人）の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）を提出してください。証明書は発行後３か月以内のものに限ります。

※個人名で申し込まれる場合は、住民登録されている住所、氏名、生年月日および電話番号を記入し、実印を押印してください。また、印鑑登録証明書を提出してください。

※法人名で申し込まれる場合は、法人登記されている所在地、法人名、代表者名、代表者の生年月日および電話番号を記入してください。また、法人印および法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印し、法人の印鑑証明書を提出してください。

※共有名義で申し込まれる場合

○申込者の欄には、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所、氏名、生年月日および電話番号を記入し、実印を押印してください。また、申込者の印鑑登録証明書を提出してください。

○共有名義者の欄には、申込者を除く他の共有者の住所、氏名および生年月日を記入し、実印を押印してください。また、申込者以外の共有者全員の印鑑登録証明書を提出してください。

別記　様式第２号（第４関係）

入札保証金返還請求書　兼　口座振替払申出書（兼委任状）

彦 根 市 長　　様

入札保証金につき、返還事由が生じた場合、本件入札物件に係る入札保証金（金　　円）の返還を請求します。返還する際は、下記の口座に返還してください。申出人と口座名義人が異なる場合は、口座名義人に領収を委任します。

なお、入札保証金の返還には、４週間程度を要することを了承します。

※返還請求金額には、「申込書兼参加証」に記載した入札保証金額と同じ金額を記入してください。

記

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金 融 機 関	銀　行 信用金庫 農　協	支 店 営業所 出張所
口 座 番 号	普通　当座	No.
（フリガナ） 口 座 名 義 人		

ゆうちょ銀行

通 帳 記 号	1				0	口 座 番 号 （右詰で記入）									
（フリガナ） 口 座 名 義 人															

※振込エラーを防ぐため、口座情報が確認できる通帳等のコピーを併せてご提出ください（詳しくは別紙をご確認ください）

年　　月　　日

申 出 人　住　　所

氏　　名

連絡先電話番号（　　―　　―　　）

別紙（様式第２号関係）

別紙



※以下の項目が書かれた部分の写しを添付してください

① 支店名（支店番号）

② 口座番号

③ 口座氏名（フリガナ）

別記　様式第3号（第4関係）

誓　　約　　書

私は、彦根市が実施する令和8年度(2026年度)市有地売払い一般競争入札の参加に当たり、次の事項を誓約します。

また、私の彦根市税の納入状況ならびに私が暴力団員であるか否かについて、彦根市が調査確認することを承諾いたします。

1　令和8年度(2026年度)市有地売払い入札要綱第3に記載する事項に該当しません。

2　入札に際し、令和8年度(2026年度)市有地売払い入札要綱、物件調書、売買契約書、入札物件の法令上の規制等、すべて承知の上で参加します。

3　落札した物件の利用に当たっては、法令上の規制を遵守します。

令和　　年　　月　　日

彦根市長 様

【申込者】

	申込者
住所 〔所在地〕	〒　　－
氏名 〔法人名・代表者名〕	実印

【共有名義の場合】　※申込者以外に共有名義者がいる場合はご記入ください。

	共有名義①	共有名義②
住所 〔所在地〕	〒　　－	〒　　－
氏名 〔法人名・代表者名〕	実印	実印

別記　様式第４号（第８関係）

入　札　書

入札金額	億　万　円
物件所在地	彦根市甲田町字馬買屋 536 番 1 彦根市甲田町字馬買屋 536 番 3 彦根市甲田町字無名本 649 番 2 彦根市甲田町字馬買屋 536 番 5 彦根市甲田町字馬買屋 536 番 8 彦根市甲田町字馬買屋 536 番 17
入札保証金額	円

令和８年度(2026 年度)市有地売払い入札要綱、売買契約書および彦根市契約規則を承知して上記のとおり入札します。

令和　　年　　月　　日

彦根市長 様

【入札者】

住　　所
(所　在　地)
(氏　　名
法　人　名
代 表 者 名
(職名・氏名)

実印

備考　１　入札書への金額記入には、アラビア数字（0，1，2，3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「￥」を記入してください。
２　入札者（申込者）の住所・氏名を記入の上、本人（申込者）の印鑑(実印)を、必ず押印してください。
３　法人の場合は、印鑑は法人印および法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。

別記　様式第5号（第13関係）

委任状

令和　　年　　月　　日

彦根市長　　様

1　入札名称　令和8年度(2026年度)市有地売払い一般競争入札

2　開札日時　令和9年(2027年)2月19日(金)

3　開札場所　彦根市役所本庁舎2階　会議室2-1

私は、次の者を代理人と定め、上記入札に係る一切の権限を委任します。

(委任者) 住所または所在地

氏名または代表者　　実印

(受任者) 住所または所在地

代理人氏名　　印

別添

収入印紙

市 有 財 産 売 買 契 約 書

売払人　彦根市（以下「甲」という。）　と買受人＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲および乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

所　在　　彦根市甲田町字馬買屋
地　番　　５３６番１
地　目　　宅地
地　積　　５１４．４９㎡

所　在　　彦根市甲田町字馬買屋
地　番　　５３６番３
地　目　　宅地
地　積　　１８．７６㎡

所　在　　彦根市甲田町字無名本
地　番　　６４９番２
地　目　　宅地
地　積　　１０４．８１㎡

所　在　　彦根市甲田町字馬買屋
地　番　　５３６番５
地　目　　宅地
地　積　　４５７．５４㎡

所　在　　彦根市甲田町字馬買屋
地　番　　５３６番８
地　目　　宅地
地　積　　４５７．４２㎡

所　在　　彦根市甲田町字馬買屋
地　番　　５３６番１７
地　目　　宅地
地　積　　１１４．３１㎡

（売買代金）
第３条　売買物件の売買代金は、次のとおりとする。
金　　円

（契約保証金）
第４条　甲および乙は、この契約を締結するに当たり、乙が甲に、契約保証金として
金　　円を支払ったことを確認する。
２　前項の契約保証金には、利子を付けない。

（売買代金の納付）
第５条　乙は、第３条に規定する売買代金を本契約締結後１箇月以内に、甲が発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。
２　第４条第１項に定める契約保証金は、乙の申出により売買代金の一部に充当することができる。

（所有権移転およびその時期）
第６条　売買物件の所有権は、売買代金が完納されたときに、甲から乙に移転するものとする。
２　売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状有姿のまま引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）
第７条　所有権の移転登記は、前条第１項の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が嘱託するものとし、乙は、これに必要な書類等を甲に提出するものとする。
２　前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。
３　乙は、所有権の移転登記を請求すると同時に当該登記に要する費用を負担するものとする。
４　甲は、乙からの当該登記に要する費用の負担を確認した後に、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

（登記識別情報の交付）
第８条　甲は、前条に規定する登記手続が完了した後に、売買物件の登記識別情報を乙に交付するものとする。

（危険負担）
第９条　この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

（契約不適合責任）
第１０条　甲は、当該物件を現状有姿で乙に売り渡すものであり、甲は売買物件に数量の不足、または売買物件の品質上の問題（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、これらに限られない。）が発見された場合でも、乙に対して一切の責任を負わないものとし、乙は、追完、代金減額、解除ならびに損害賠償を請求すること、または契約の取消しを主張することができないものとする。ただし、乙が消費

者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

（禁止用途等）

第１１条　乙は、本契約締結の日から５年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、またはこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、もしくは売買物件を第三者に貸してはならない。

２　乙は、本契約締結の日から５年以内に売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、前項に定める用途の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めに反する用に供させてはならない。

３　乙は、本契約締結の日から、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号から第４号までおよび第６号に規定する者の事務所または無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第５条の観察処分を受けた団体の事務所等の用に供し、またはこれらの用に供されると知りながら、所有権を第三者に移転し、もしくは売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第１２条　甲は、この契約に規定する乙の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、または所要の報告もしくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、甲の調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または報告もしくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。

（違約金）

第１３条　乙は、第１１条の規定に違反した場合には、違約金として甲に対して売買代金の１００分の３０に相当する額（その額に１，０００円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。

２　乙は、前条の規定に違反した場合には、違約金として甲に対して売買代金の１００分の１０に相当する額（その額に１，０００円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。

３　第１項および第２項の違約金は、違約罰であり、第１６条第１項第４号および第１８条に規定する損害賠償の予定またはその一部とは解釈しない。

（契約の解除）

第１４条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（暴力団等排除に係る契約解除）

第１５条　乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

(1)　役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)　役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4)　役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与していると認められるとき。
(5)　役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（返還金）
第１６条　甲が、第１４条または第１５条の規定によりこの契約を解除したときは、次によるものとする。
(1)　売買代金が支払われていないときは、契約保証金は違約金として甲に帰属するものとする。
(2)　既に売買代金が支払われたときは、甲は、乙に対し、既納の売買代金に利子を付けないで返還するものとする。ただし、第５条第２項の規定により契約保証金の充当が既になされたときは、その相当額を違約金として既納の売買代金から差し引いた上、残額を返還するものとする。
(3)　前号以外の乙が負担した契約費用および売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は、返還しないものとする。
(4)　甲に損害があれば、甲は、乙にその賠償を請求することができるものとする。
(5)　乙に損害があっても、乙は、甲にその賠償を請求することができない。
(6)　第１号および第２号の違約金は、違約罰であり、第４号および第１８条に規定する損害賠償の予定またはその一部とは解釈しない。

（原状回復）
第１７条　甲が第１４条または第１５条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、自己の費用と責任において、売買物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを必要としないと認めるときは、この限りではない。

（損害賠償）
第１８条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（返還金の相殺）
第１９条　甲は、第１６条第１項第２号の規定により売買代金を返還する場合において、乙が同項第４号の損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と当該損害賠償金を相殺することができるものとする。
２　前項の規定により相殺する場合において、不足する金額があるときは、乙は、甲に対して別途これを支払わなければならない。

（契約の費用）
第２０条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（公租公課の負担）
第２１条　売買物件の引渡し後に発生した公租公課は、乙の負担とする。

（法令等の遵守）
第２２条　乙は、売買物件を利用するに当たっては、当該売買物件に係る法令等の規制を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）
第２３条　この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

（疑義の決定等）

第２４条　この契約に定めのない事項またはこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保持する。

令和　　年（　　年）　　月　　日

甲　　彦根市元町４番２号
彦根市
彦根市長　　田島　一成　　印

乙

㊞

物件調書

※この物件調書（位置図、写真、画地図含む。）は、入札参加者が現地を確認される上での参考資料です。申し込まれる前に、必ず現地をご確認ください。
※土地利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関（課）にご確認ください。

位 置 図

物件番号 3

（彦根市甲田町 536 番 1 外 5 筆）



物件調書

物件番号	3	所在地	彦根市甲田町字馬買屋 536 番 1 外 5 筆		
面積	甲田町字馬買屋 536 番 1　514.49 ㎡（実測：514.49 ㎡） 甲田町字馬買屋 536 番 3　18.76 ㎡（実測：18.76 ㎡） 甲田町字無名本 649 番 2　104.81 ㎡（実測：104.81 ㎡） 甲田町字馬買屋 536 番 5　457.54 ㎡（実測：457.54 ㎡） 甲田町字馬買屋 536 番 8　457.42 ㎡（実測：457.42 ㎡） 甲田町字馬買屋 536 番 17　114.31 ㎡（実測：114.31 ㎡）			地目	宅地
予定価格（最低売払価格）			11,146,000 円		
接面道路の状況	別紙：「接面道路」参照 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号および建築基準法第 42 条第 2 項				
法令等による制限	準工業地域に指定、建ぺい率６０％・容積率：２００％				
災害警戒区域		有	一部該当（649 番 2）別紙：ハザードマップ参照		
ごみ置き場（536 番 1）		有	現状有姿のまま引き渡し		
消火栓用ホース格納箱 （536 番 3 および 649 番 2）		有	現状有姿のまま引き渡し		

	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名（参考） 電話番号
供給処理施設状況	電気	関西電力㈱	関西電力㈱に、ご相談ください。	関西電力㈱ 0800－777－8810　コールセンター
	ガス		前面道路配管…無 大阪ガス㈱に、ご相談ください。	大阪ガスお客さまセンター 0120－8－94817
	上水道	市営水道	配水管　…有　（一部） 給水管　…有　（一部） 給水装置　…有　（一部）	彦根市上下水道部上水道工務課 0749－22－2648
	下水道		下水道本管　…無 下水道取付管…無 公共汚水ます…無	彦根市上下水道部下水道建設課 0749－22－5232
現地までの交通機関	鉄道	JR 琵琶湖線　彦根駅　約 3.8km　　近江鉄道鳥居本駅　約 1.2 ㎞		

備考

1　建築にあたっては、彦根市都市政策部建築指導課（0749－30－6125）でご確認ください。

2　一定規模を超える建築物、工作物および広告物等を計画される場合は、彦根市景観条例および彦根市屋外広告物条例に基づく手続きが必要となります。詳細については、彦根市都市政策部建築指導課（0749－30－6125）でご確認ください。

3　官公署等との距離　：彦根市立鳥居本小学校：約 1.6 ㎞、彦根市立鳥居本中学校：約 1.4 ㎞(徒歩)、彦根市役所鳥居本出張所：約 2.0㎞

4　現状有姿での売買です。あらかじめ現地をご確認ください。

5　地上ならびに地下に残存する構造物等があった場合も撤去、移設等は行いません。

※地震により想定される震度や液状化の状況および大雨等による浸水想定については、市ホームページ、県ホームページにて確認ください。詳細については彦根市総務部危機管理課（0749-30-6150）へお問い合わせください。

6　この物件調書は、入札参加者が現地を確認される上での参考資料です。申し込まれる前に、必ず現地をご確認ください。また、土地利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関（課）にご確認ください。

接面道路

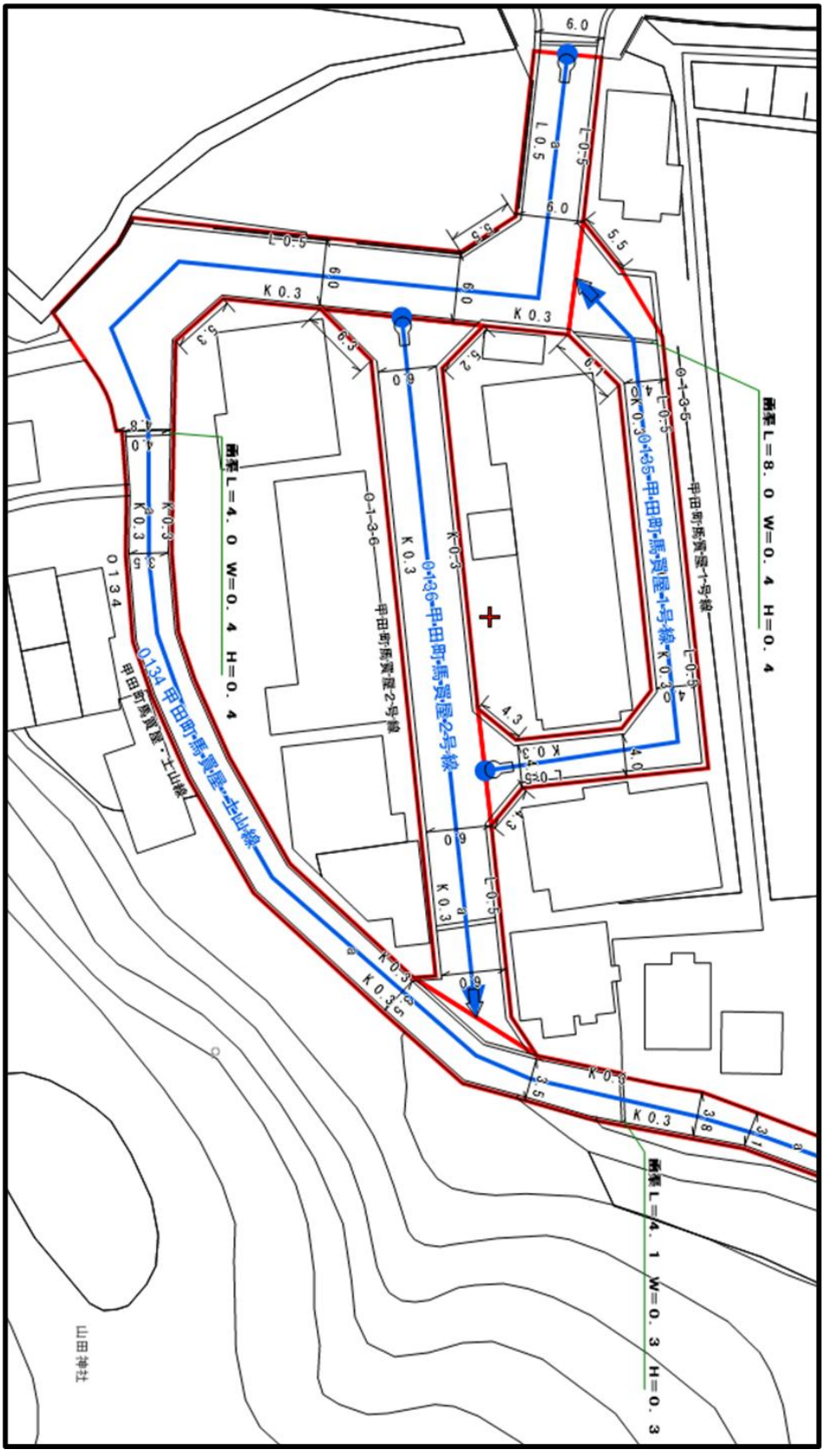

0135 甲田町馬賀屋1号線
0136 甲田町馬賀屋2号線
0134 甲田町馬賀屋・土山線
甲田町馬賀屋1号線
甲田町馬賀屋2号線
甲田町馬賀屋・土山線
函渠 L=8.0 W=0.4 H=0.4
函渠 L=4.0 W=0.4 H=0.4
函渠 L=4.1 W=0.3 H=0.3
山田神社

ハザードマップ

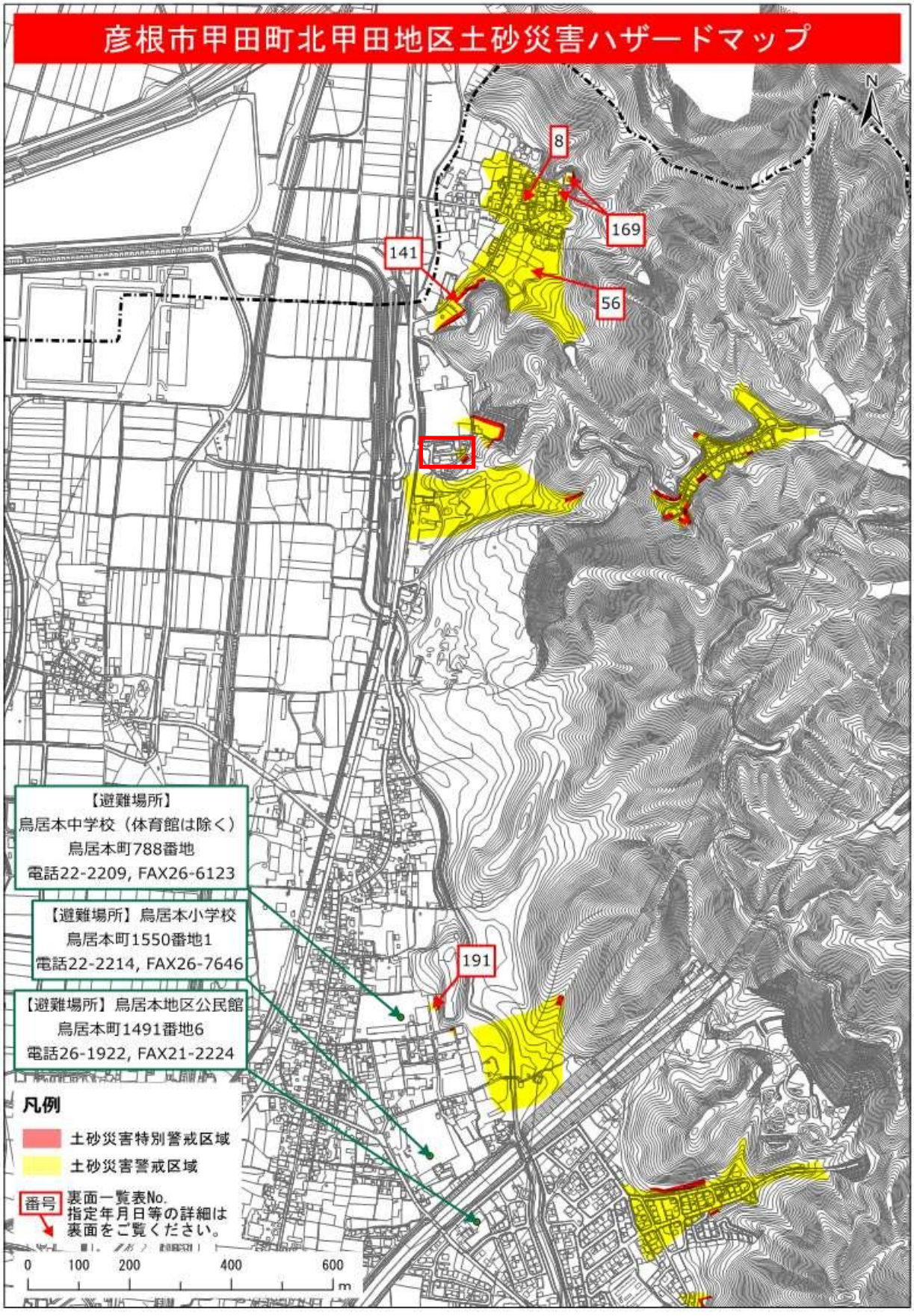
彦根市甲田町北甲田地区土砂災害ハザードマップ
N
8
169
141
56
191
【避難場所】
鳥居本中学校（体育館は除く）
鳥居本町788番地
電話22-2209, FAX26-6123
【避難場所】鳥居本小学校
鳥居本町1550番地1
電話22-2214, FAX26-7646
【避難場所】鳥居本地区公民館
鳥居本町1491番地6
電話26-1922, FAX21-2224
凡例
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域
番号
裏面一覧表No.
指定年月日等の詳細は
裏面をご覧ください。
0
100
200
400
600
m

土砂災害警戒区域等　一覧表

No	区域番号	指定年月日	種類
1	1202007	平成17年3月30日	土石流
2	1202064	平成17年3月30日	土石流
3	2202031	平成17年3月30日	土石流
4	1202018	平成17年3月30日	土石流
5	1202012	平成18年3月30日	土石流
6	2202026	平成18年3月30日	土石流
7	2202027	平成18年3月30日	土石流
8	1202001	平成18年3月30日	土石流
9	1202013	平成18年3月30日	土石流
10	2202021	平成18年3月30日	土石流
11	1202003	平成19年3月16日	土石流
12	1202015	平成19年3月30日	土石流
13	1202016	平成19年8月1日	土石流
14	1202009	平成20年2月12日	土石流
15	1202082	平成20年2月12日	土石流
16	1202083	平成20年2月12日	土石流
17	1202084	平成20年2月12日	土石流
18	1202085	平成20年2月12日	土石流
19	2202086	平成20年2月12日	土石流
20	3202087	平成20年2月12日	土石流
21	3202041	平成20年2月12日	土石流
22	1202088	平成20年2月12日	土石流
23	1202019	平成20年2月12日	土石流
24	1202065	平成19年12月25日	土石流
25	2202028	平成19年12月25日	土石流
26	1202006	平成20年2月29日	土石流
27	3202037	平成20年7月23日	土石流
28	2202081	平成20年7月23日	土石流
29	3202059	平成21年3月13日	土石流
30	3202060	平成21年3月13日	土石流
31	3202061	平成21年3月13日	土石流
32	3202062	平成21年3月13日	土石流
33	3202034	平成22年3月5日	土石流
34	3202089	平成22年3月5日	土石流
35	1202017	平成22年2月19日	土石流
36	2202024	平成22年2月19日	土石流
37	2202029	平成23年3月25日	土石流
38	2202030	平成23年3月25日	土石流
39	3202057	平成23年3月25日	土石流
40	1202010	平成23年3月25日	土石流
41	1202090	平成23年3月25日	土石流
42	2202092	平成28年2月29日	土石流
43	2202093	平成28年2月29日	土石流
44	2202094	平成28年2月29日	土石流
45	2202095	平成28年2月29日	土石流
46	2202096	平成28年2月29日	土石流
47	2202080	平成28年2月29日	土石流
48	3202048	平成28年10月31日	土石流
49	3202049	平成28年10月31日	土石流
50	3202050	平成28年10月31日	土石流
51	3202051	平成28年10月31日	土石流
52	3202052	平成28年10月31日	土石流
53	3202063	平成30年2月7日	土石流
54	3202097	平成30年2月7日	土石流
55	1202091	平成30年3月28日	土石流
56	1202002	平成31年3月26日	土石流
57	2202098	令和2年12月1日	土石流
58	1202099	令和2年12月1日	土石流
59	1202100	令和2年12月1日	土石流
60	1202101	令和2年12月1日	土石流
61	1202102	令和2年12月1日	土石流
62	3202103	令和2年12月1日	土石流
63	1202104	令和2年12月1日	土石流
64	1202105	令和2年12月1日	土石流
65	1202106	令和2年12月1日	土石流
66	1202108	令和2年12月1日	土石流
67	1202109	令和2年12月1日	土石流
68	1202110	令和2年12月1日	土石流
69	1202111	令和2年12月1日	土石流
70	1202112	令和2年12月1日	土石流
71	1202107	令和3月7月16日	土石流
72	3443162	平成28年10月31日	土石流
73	Ⅰ-5729	平成17年3月30日	急傾斜地の崩壊
74	Ⅰ-5703	平成17年3月30日	急傾斜地の崩壊
75	Ⅰ-5804	平成17年6月22日	急傾斜地の崩壊
76	Ⅰ-5805	平成17年6月22日	急傾斜地の崩壊
77	Ⅰ-5806	平成17年6月22日	急傾斜地の崩壊
78	Ⅰ-5807	平成17年6月22日	急傾斜地の崩壊
79	Ⅱ-5772	平成17年6月22日	急傾斜地の崩壊
80	Ⅰ-5009	平成18年3月30日	急傾斜地の崩壊
81	Ⅰ-5013	平成18年3月30日	急傾斜地の崩壊
82	Ⅰ-5022	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊
83	Ⅰ-5024	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊
84	Ⅰ-5025	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊
85	Ⅰ-5026	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊
86	Ⅰ-5734	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊
87	Ⅱ-5709	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊
88	Ⅱ-5710	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊
89	Ⅱ-5769	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊
90	Ⅰ-5012	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊
91	Ⅲ-5705	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊
92	Ⅰ-5709	平成19年3月30日	急傾斜地の崩壊
93	Ⅰ-5710	平成19年3月30日	急傾斜地の崩壊
94	Ⅱ-5703	平成19年3月30日	急傾斜地の崩壊
95	Ⅰ-5711	平成19年8月1日	急傾斜地の崩壊
96	Ⅰ-5727	平成19年8月1日	急傾斜地の崩壊
97	Ⅰ-5006	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊
98	Ⅰ-5007	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊
99	Ⅱ-5790	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊
100	Ⅱ-5791	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊
101	Ⅰ-5707	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊
102	Ⅰ-5708	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊
103	Ⅱ-5702	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊
104	Ⅱ-5792	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊
105	Ⅰ-5731	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊
106	Ⅰ-5732	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊
107	Ⅱ-5711	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊
108	Ⅰ-5735	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊
109	Ⅱ-5793	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊
110	Ⅱ-5708	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊
111	Ⅰ-5014	平成20年2月29日	急傾斜地の崩壊
112	Ⅰ-5820	平成20年2月29日	急傾斜地の崩壊
113	Ⅰ-5016	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
114	Ⅰ-5017	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
115	Ⅰ-5019	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
116	Ⅰ-5020	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
117	Ⅰ-5021	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
118	Ⅰ-5723	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
119	Ⅰ-5724	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
120	Ⅰ-5725	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
121	Ⅰ-5726	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
122	Ⅰ-5822	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
123	Ⅰ-5823	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
124	Ⅰ-5824	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
125	Ⅱ-5707	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
126	Ⅱ-5796	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
127	Ⅲ-5720	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
128	Ⅲ-5721	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
129	Ⅰ-5718	平成22年2月19日	急傾斜地の崩壊
130	Ⅰ-5018	平成22年2月19日	急傾斜地の崩壊
131	Ⅰ-5702	平成22年3月26日	急傾斜地の崩壊
132	Ⅰ-5705	平成22年2月19日	急傾斜地の崩壊
133	Ⅰ-5706	平成22年2月19日	急傾斜地の崩壊
134	Ⅲ-5701	平成22年2月19日	急傾斜地の崩壊
135	Ⅱ-5771	平成22年2月19日	急傾斜地の崩壊
136	Ⅰ-5730	平成22年2月19日	急傾斜地の崩壊
137	Ⅲ-5702	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊
138	Ⅱ-5706	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊
139	Ⅱ-5768	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊
140	Ⅱ-5705	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊
141	Ⅰ-5701	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊
142	Ⅰ-5004	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊
143	Ⅰ-5005	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊
144	Ⅱ-5701	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊
145	Ⅰ-5803	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊
146	Ⅰ-5802	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊
147	Ⅰ-5838	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
148	Ⅰ-5839	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
149	Ⅰ-5840	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
150	Ⅰ-5841	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
151	Ⅰ-5842	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
152	Ⅰ-5844	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
153	Ⅰ-5848	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
154	Ⅰ-5849	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
155	Ⅰ-5920	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
156	Ⅲ-5852	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
157	Ⅰ-5853	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
158	Ⅰ-5855	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
159	Ⅰ-5857	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
160	Ⅰ-5858	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
161	Ⅰ-5859	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
162	Ⅰ-5854	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
163	Ⅱ-5843	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
164	Ⅲ-5856	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
165	Ⅰ-5832	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
166	Ⅰ-5833	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
167	Ⅰ-5834	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
168	Ⅰ-5835	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
169	Ⅰ-5836	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
170	Ⅰ-5845	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
171	Ⅲ-5846	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
172	Ⅲ-5847	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
173	Ⅰ-5850	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
174	Ⅰ-5918	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
175	Ⅰ-5888	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
176	Ⅰ-5704	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
177	Ⅰ-5733	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
178	Ⅰ-5023	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
179	Ⅲ-5851	令和3月7月16日	急傾斜地の崩壊
180	Ⅰ-6731	平成30年3月28日	急傾斜地の崩壊
181	Ⅰ-50001	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
182	Ⅱ-50001	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
183	Ⅱ-50002	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
184	Ⅱ-50003	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
185	Ⅱ-50004	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
186	Ⅱ-50005	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
187	Ⅱ-50006	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
188	Ⅱ-50007	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
189	Ⅱ-50008	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
190	Ⅱ-50009	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
191	Ⅰ-5837	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊

○黄色の範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色の範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時には警戒避難が必要となりますので注意してください。

・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

位置図


N
フジテック前駅
536-17
536-1
536-8
536-5
536-3
649-2
642
648
534
530
8
2
PASCO
GeoTechnologies
30 m

地積測量図(甲田町 536-1)

宅地 514.49 ㎡

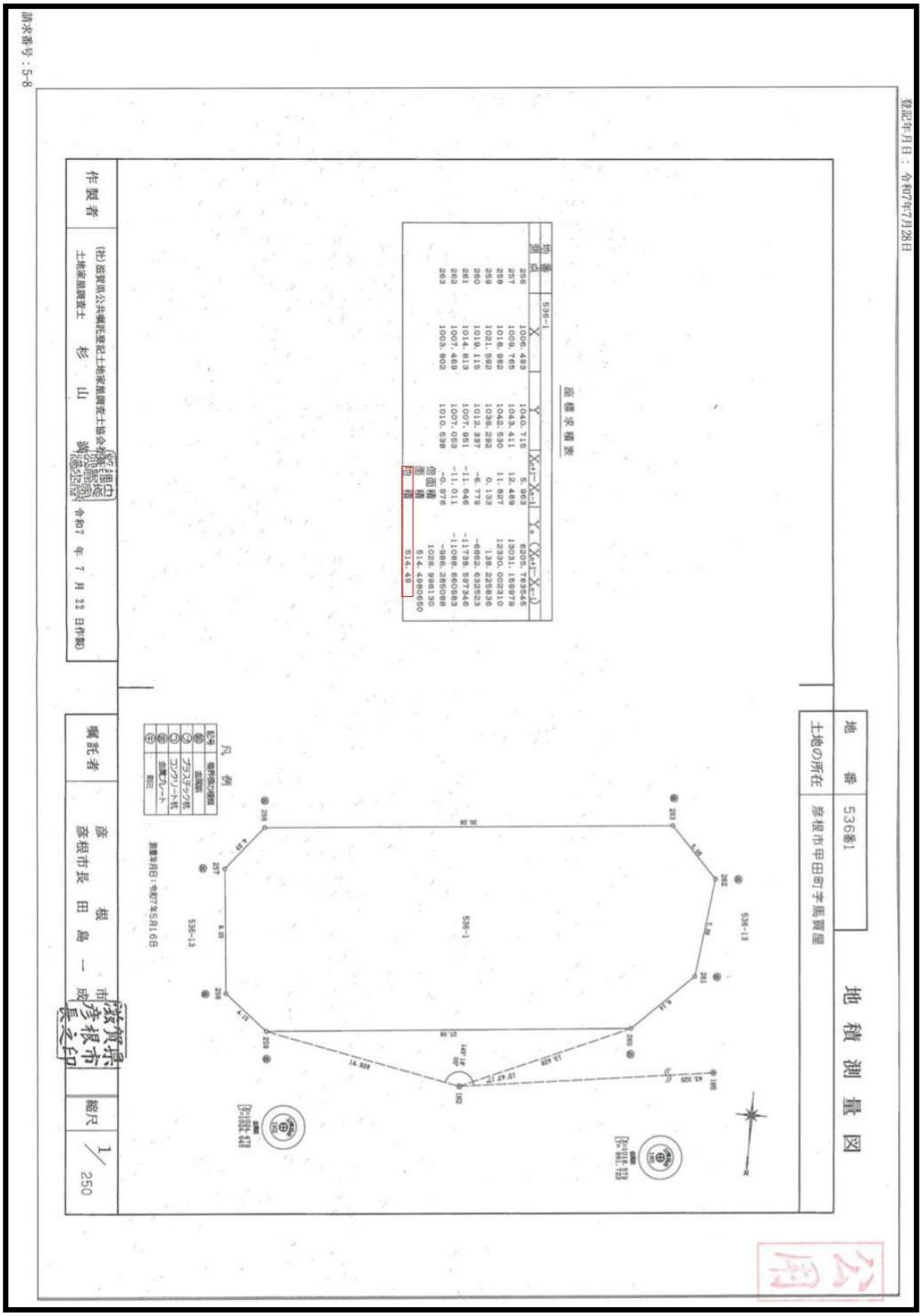

地積測量図(甲田町 536-3)

宅地 18.76 ㎡

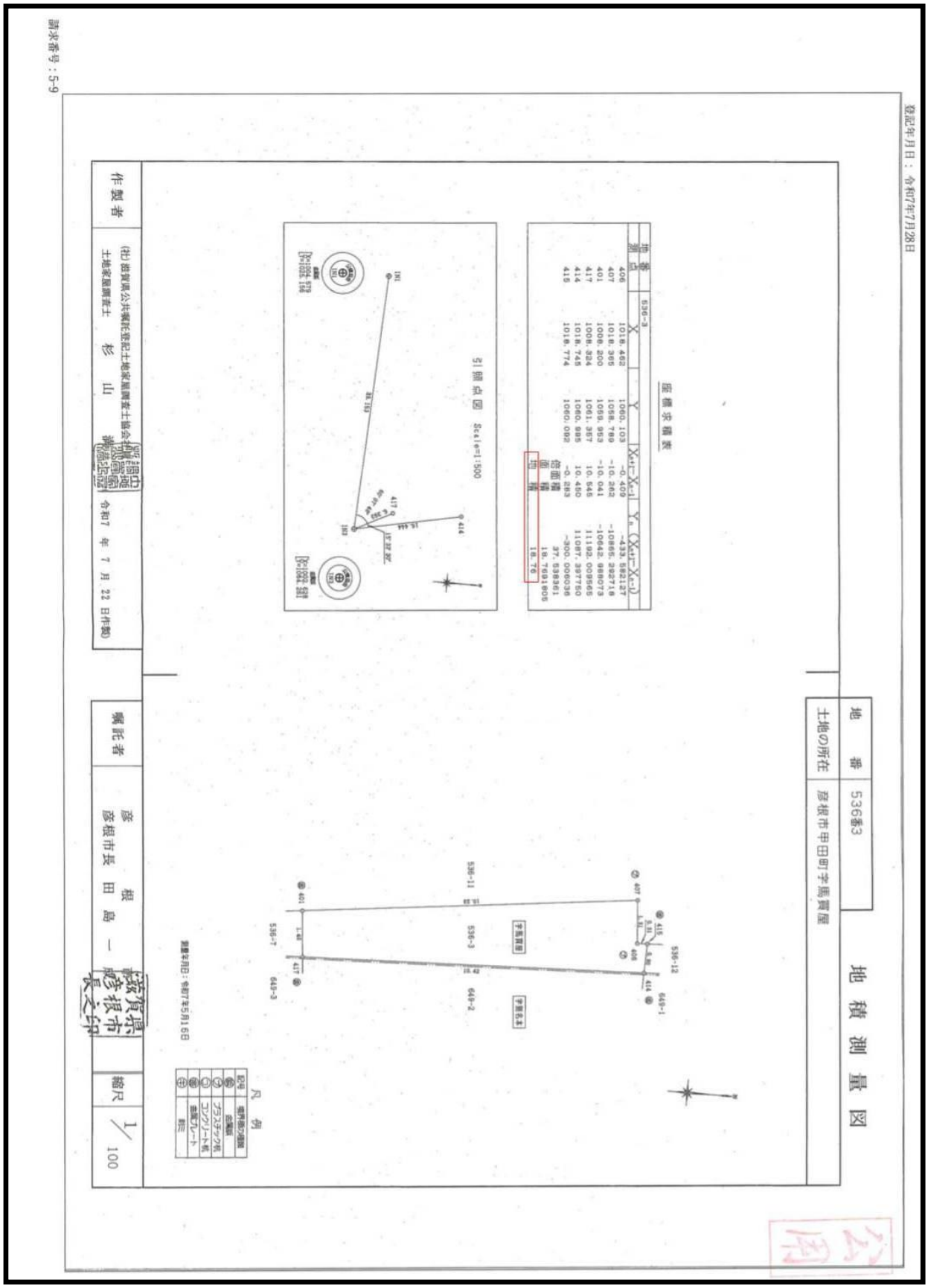

地積測量図(甲田町 649-2)

宅地 104.81 ㎡

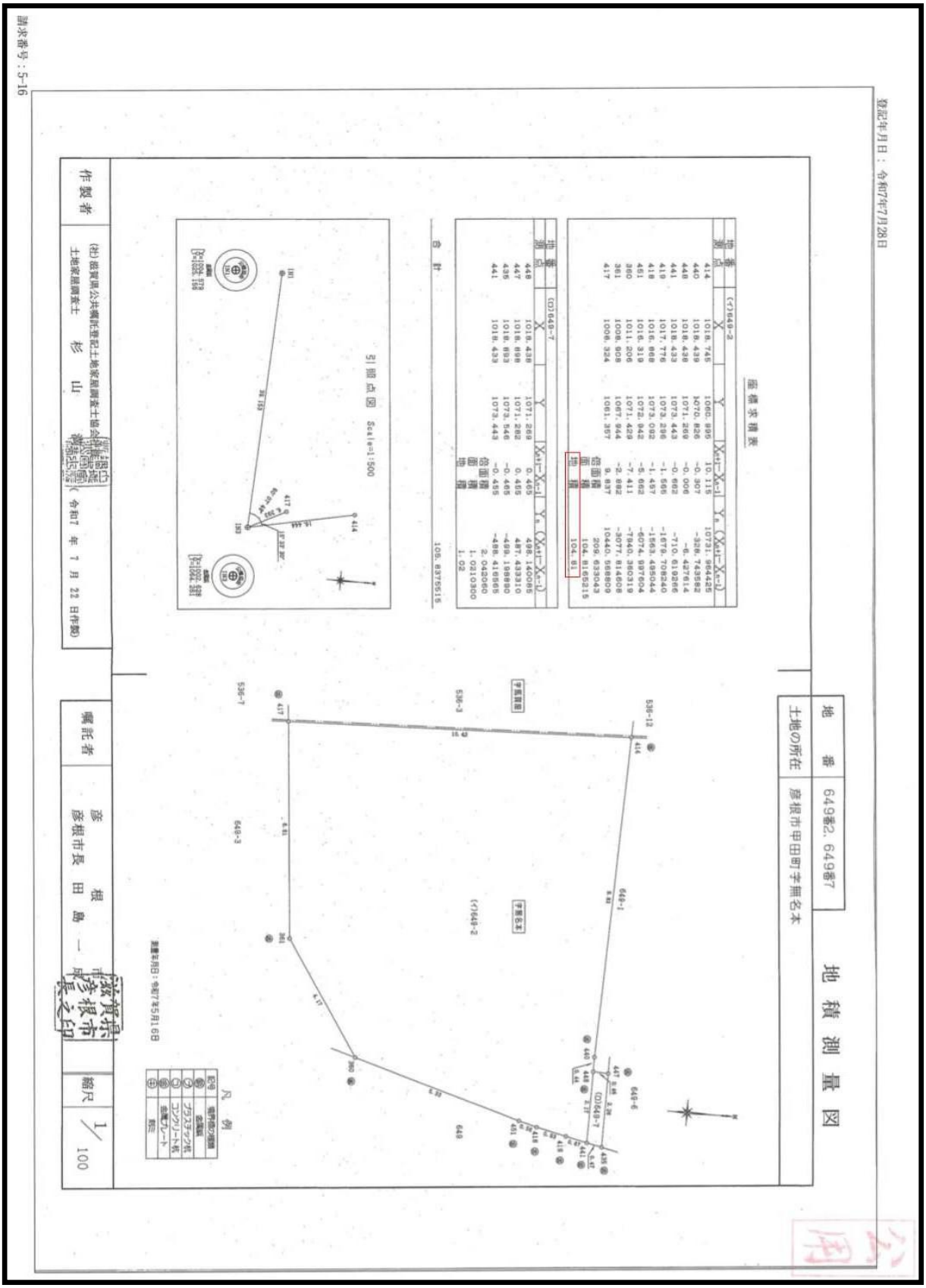

地積測量図(甲田町536-5)

宅地 457.54 ㎡

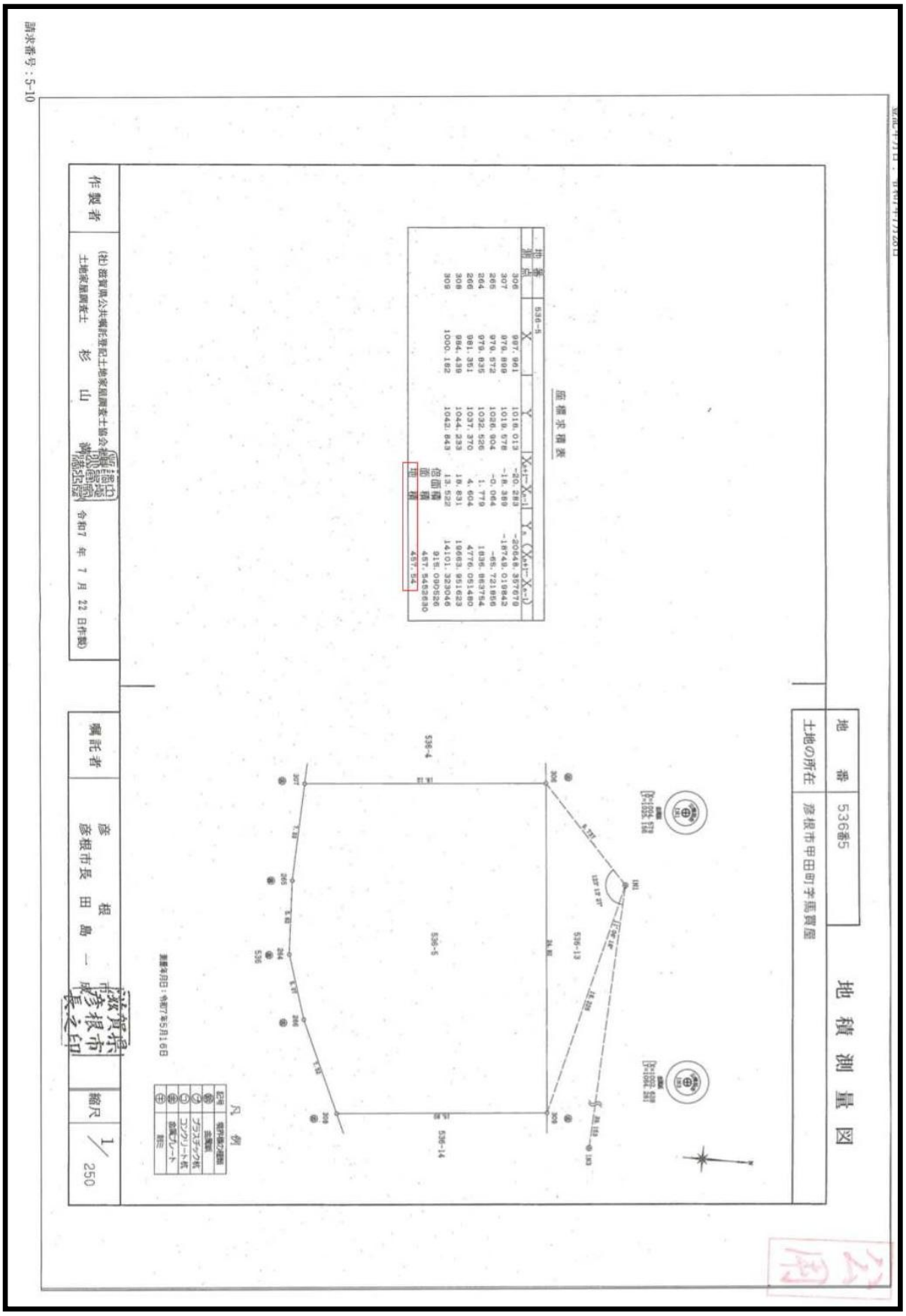

地積測量図(甲田町 536-8)

宅地 457.42 ㎡

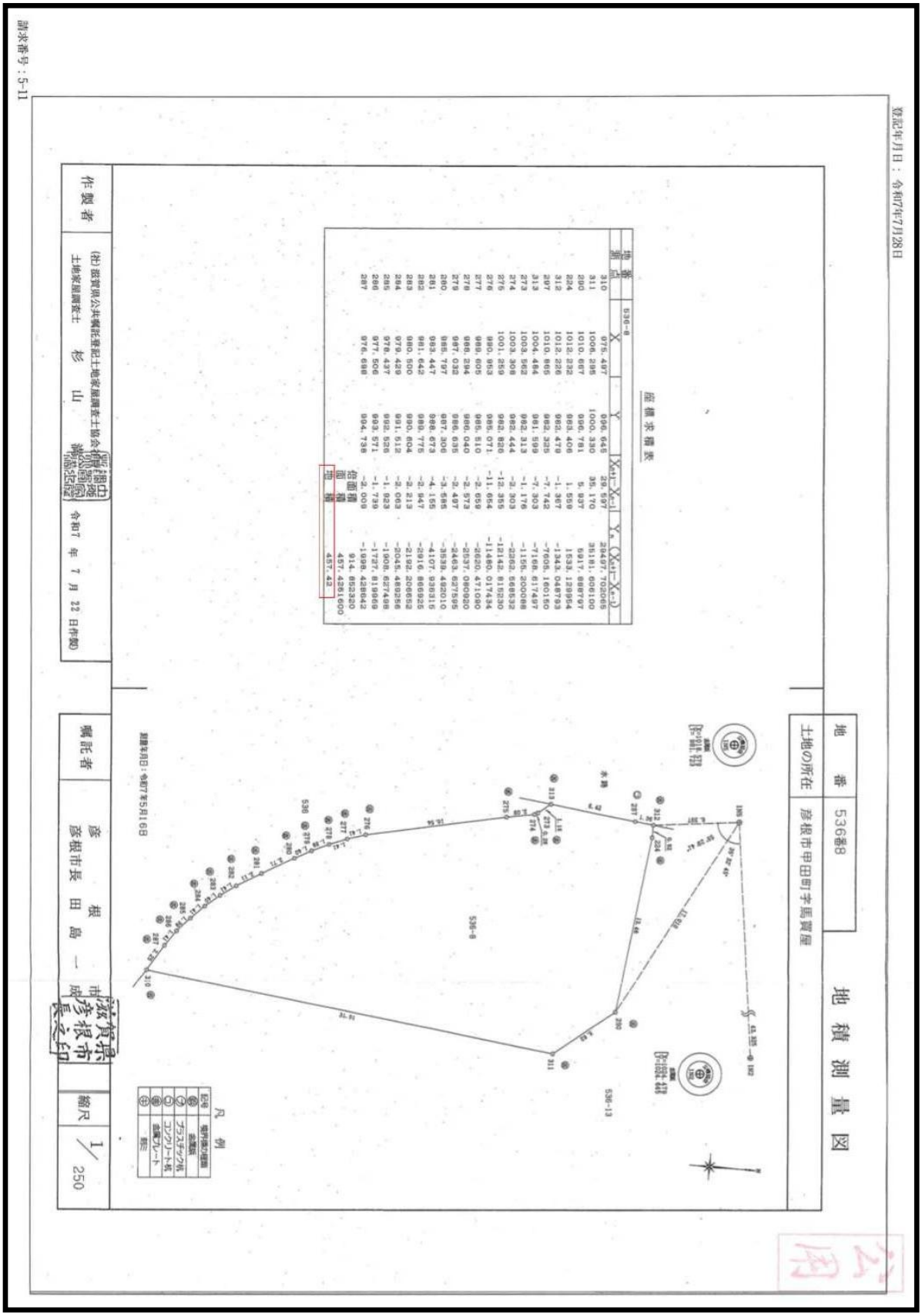

地積測量図(甲田町 536-17)

宅地 114.31 ㎡

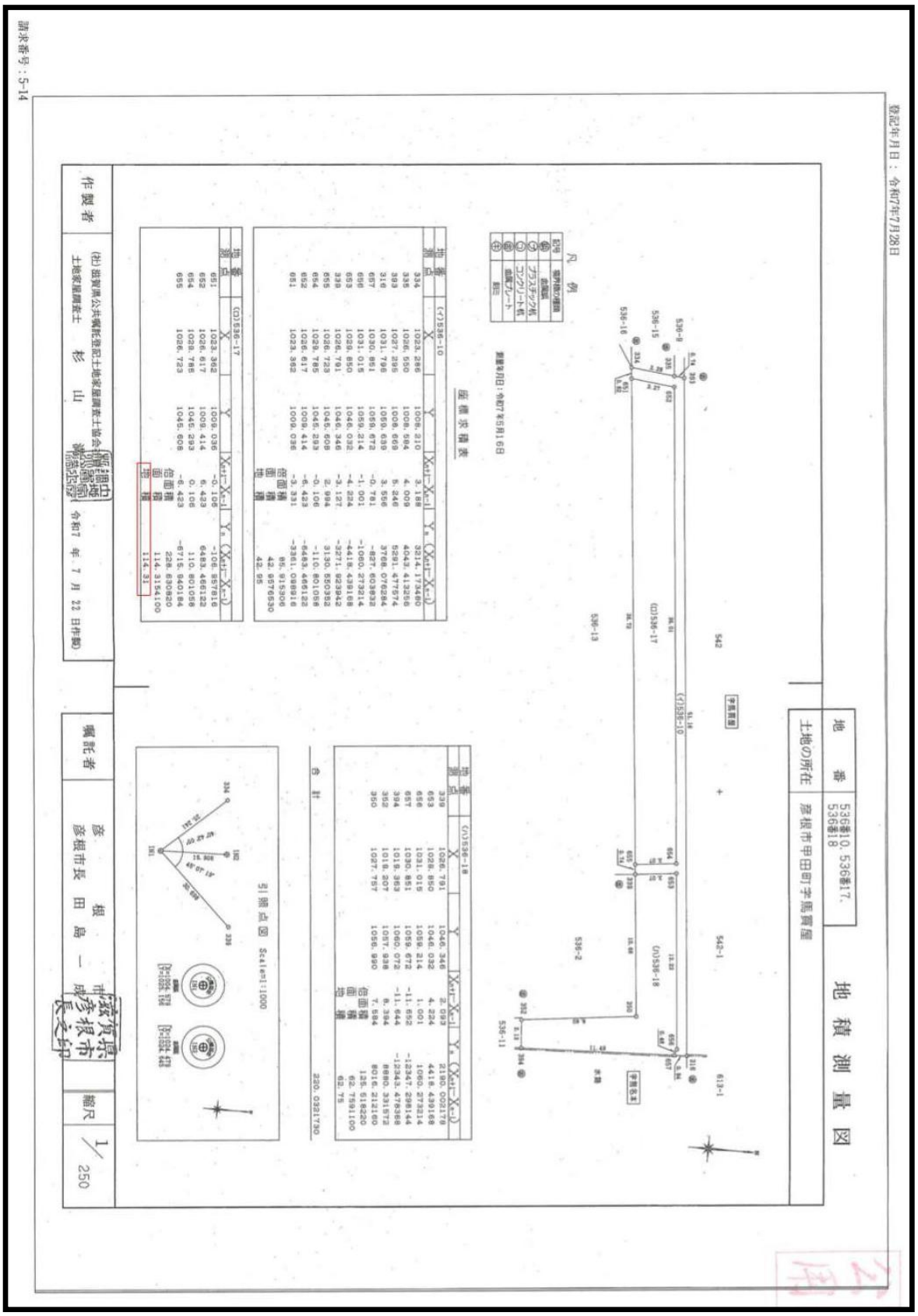

現場写真(甲田町馬買屋536番1) (令和8年8月3日撮影)

写真①(俯瞰図)

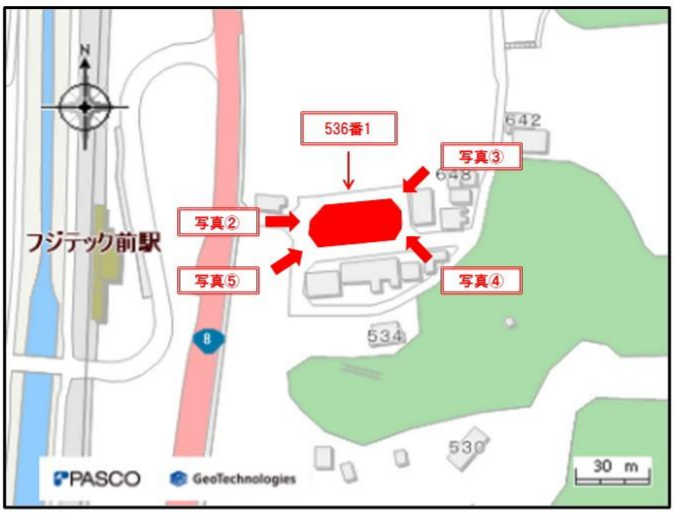

写真②



写真③



写真④



写真⑤



現場写真
(甲田町馬買屋536番3
甲田町無名本649番2)

(令和8年8月3日撮影)

写真①(俯瞰図)



写真②

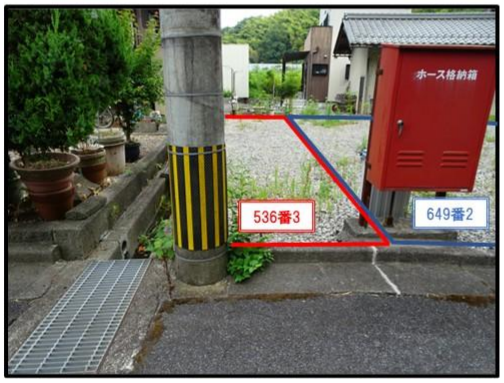

写真③

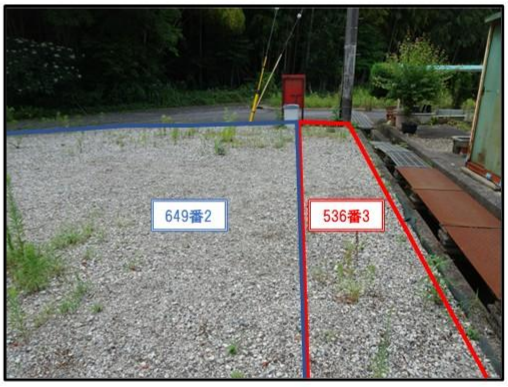

写真④

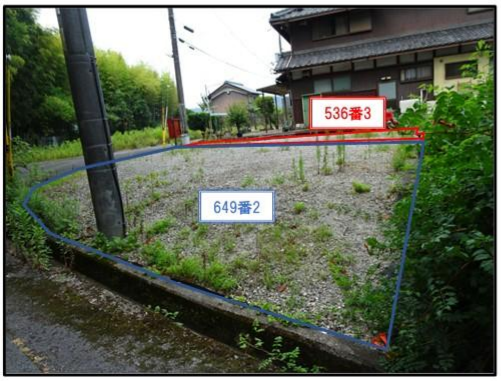

写真⑤



現場写真(甲田町馬買屋536番5) (令和8年8月3日撮影)

写真①(俯瞰図)

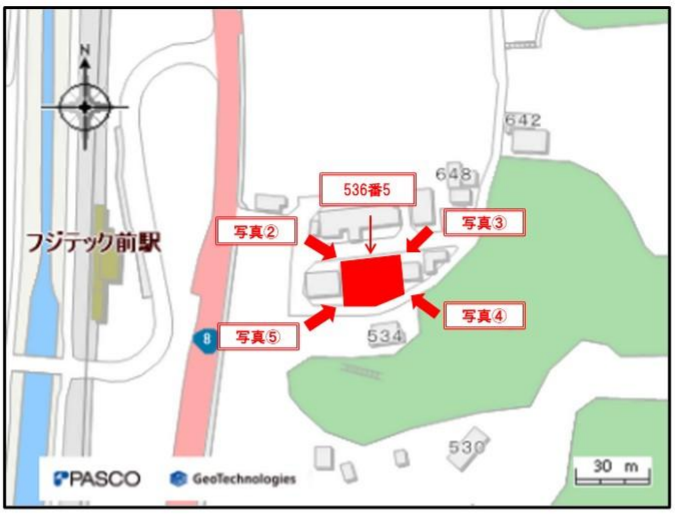

写真②



写真③



写真④



写真⑤



現場写真(甲田町馬買屋536番8)　(令和8年8月3日撮影)

写真①(俯瞰図)

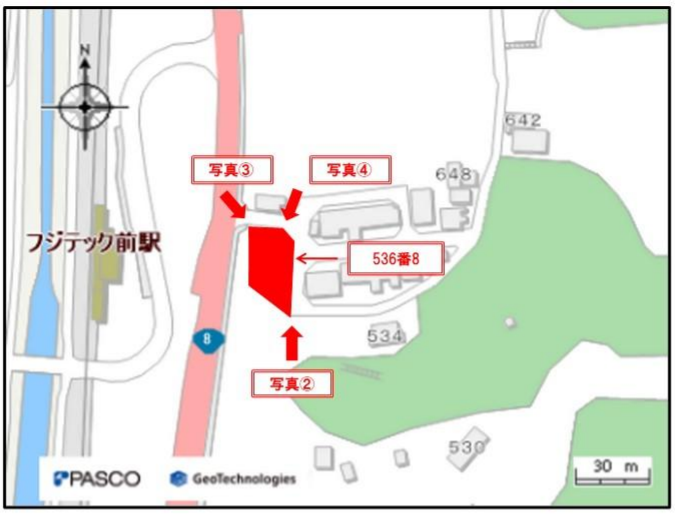

写真②



写真③



写真④



現場写真(甲田町馬買屋536番17) (令和8年8月3日撮影)

写真①(俯瞰図)



写真②



写真③



写真④

